第九十五号

令和二年

曜

日

五月十一日 月

目 次

告 示

公

告 示

山梨県告示第百六十四号

備え置いて縦覧に供する。 の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県峡東建設事務所に

令和二年五月十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 指定の年月日 令和二年四月二十七日
- \equiv 指定道路の位置 笛吹市石和町下平井字東田千三百七十三番四
- 指定道路の幅員 五・〇一メートル

指定道路の延長 二十八・九二メートル

公 告

使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和二年五月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

町綜合法律事務所 委託の相手方 東京都千代田区紀尾井町三番十二号紀尾井町ビル 弁護士法人一番

Щ

梨県公報

第九十五号

令和二年五月十一日

二 委託に係る使用料 賃及び駐車場の使用料 県営住宅、 特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅に係る家

三 委託の期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

発行者	山梨県
山梨県	梨県公報
甲府市丸の	第九十五号
甲府市丸の内一丁目六番一号	令和二年五月十一日
	十一日
印刷所(株サン	
株サンニチ印刷 田	
甲府市北口二丁目六番	
自六番	
	二四四
	四